

施設内不祥事案件の中間報告

始めに（お詫び）

この度の養護老人ホーム「ときわ園」職員による高齢者虐待（入居者預り金に関わる経済的虐待）そして、預り金の不適切な処理に関しましては、入居者様及びご家族様をはじめ、高齢者福祉に関わる多くの関係者の方々に対し、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを心より深くお詫び申し上げます。

社会福祉法人江原恵明会では、一刻も早い原因の解明に尽力すると共に迅速・適切な賠償に努めてまいります。岡山県及び津山市からのご指導を真摯に受け止めながら業務を改善し、再発防止に取り組んでまいります。

今後におきましては、高齢者福祉施設の使命を再認識し信頼回復に努めてまいります所存でございます。どうぞ、ご鞭撻賜りますようお願い申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

令和6年 9月11日

社会福祉法人江原恵明会

理事長 江原 秀国

現状と経緯、原因及び改善策等について

（調査委員会）

弁護士：林 敏彦 公認会計士：福原 一義 統括会計責任者：下山 和宏

救護施設施設長（会計責任者）：鈴木 健之

特別養護老人ホーム施設長（会計責任者）：落合 淳

（現状と経緯）

入居者預り金について令和6年7月22日にときわ園施設長より、入居者預り金の取り扱いにつき多々疑わしい点ありとの報告を受け、預り金出納責任者（以下「当該職員」という）本人立会いの下、弁護士と公認会計士を第三者として含めた調査委員会（以下、「調査委員

会」という)を結成し、出納帳及び預金通帳により調査を実施したところ一部不明金が発覚いたしました。

その後も多くの帳票類の欠落した多くの口座引き出しが判明。殆どのケースで出金依頼書、受領書、領収書或いは預金通帳が欠落している為、不適切な処理があった金額は全てについて確定できておりませんが、一部は不適正に処理されていた事は明らかです。従ってさる7月30日に不適切な処理の事態を津山市に、8月5日に岡山県に報告いたしました。全容につきましては現在も調査中です。

調査作業としましては、現入居者全員の口座取引履歴と出納帳を突合し、すべての案件について当該職員に真偽の確認をしたものの、記憶が曖昧であり、殆どの案件において確証は得られておりません。なお、本案件の対応について津山市からの指示を受け、津山警察署にも相談に行っております。

しかしながら、帳票のないものは、全て不正があったものとみなし、預り金保管依頼者(ご利用者)個人ごとに不明な出金をすべて計上し、すべてを賠償の対象とみなし、現在入居されている方の内、58名の方々へ預り金の不適切な処理として令和6年8月27日に当該職員より賠償の念書を徴取するに至りました。尚、現行の調査につきましては、対象入居者の同意書を頂いております。

不適切な処理が行われた期間につきましては、平成30年4月から令和6年7月までが現在判明しているところでございます。

また、8月6日ときわ園への津山市の聞き取り調査が行われた際に、津山市からの指示を受け、法人内で協議した結果、不適切な処理の行われたであろう期間に当施設を利用し既に退所した利用者についてもすべて調査を行う事とし現在に至っております。預金通帳を保管されていたご家族には、預金通帳のコピーの提出をお願いし、保管されていないご家族には、法定相続人証明書の提出の協力を依頼して銀行取引履歴の提供を手配し、調査を進めているところです。

今後の作業としては、当該職員立会いの下、預金通帳と取引履歴、出納帳や帳票等の整合性を精査しつつ、順次賠償手続を行ってまいります。

この当該職員につきましては、預り金に関わる不適切な処理を理由に9月25日付けにて懲戒解雇通知を行う予定です。

以上の様に、当法人におきましては、まずご利用者が被った損害の賠償を一番に考え、現ご利用者に関しましては、令和6年中に賠償を完了する予定です。また被害額につきましては、上記の通り領収書などの証拠となるものが少なく、当該職員との不正の有無の確認を含め現在調査中であり未確定ですが、賠償が行われる12月頃に一旦は確定できると考えてお

ります。尚、退所されたご利用者に関しましても、不適切に処理された疑いのある金額が判明次第、スピード感を持って順次賠償手続を行ってまいります。

(原因)

入居者預り金の不適切な処理が発生した原因については、調査委員会によって解明中ですが、これまでに判明した点をいくつか列挙しておきます。

- 1) 当該職員から施設長に対する月次報告、利用者小口現金補填時の複数職員による確認が行われておらず、施設長による毎月の確認（預り金台帳・預金通帳・ご利用者の領収書等）が欠如していたため。
- 2) 預金通帳、印鑑等の管理について、内部規定に沿った対応が行われず、当該職員任せになっていたため。

(今後の対応策)

- 1) 津山市との協議を経た上で、入居者預り金の取扱いを改め、原則可能な限りは家族或いは成年後見人に金銭管理をお願いする。仮に金銭管理を行う場合においては、施設会計に直接明示される立替金を利用し、利用者口座引き落としによって、毎月の清算を行う方法へ変更する。特別の事情により、預り金の取扱いが残る場合、法人本部の許可を得たうえで、収支状況の定期報告を行う。
- 2) 高齢者虐待防止のための指針の遵守（高齢者虐待防止検討委員会の開催、高齢者虐待の防止のための職員研修、虐待が発生した場合の対応方法等を含む）。
- 3) 虐待防止法抵触職員の罰則の明記（就業規則）。
- 4) 定期的職員の異動：特に出納職員に関しては定期的異動により、金銭的不祥事はある程度事前に防げるものと思われる（今回はコロナ禍により、定期的異動が行われなかったのも要因と考える）。

なお、大変恐縮ではございますが、平成30年4月から令和6年7月までの期間に、ときわ園をご利用になられた方（ショートステイを除く）または身元引受人で当園よりまだ連絡がとれていない方は、次の連絡先までご一報くださいますようお願いいたします。

「 ときわ園相談窓口専用ダイヤル 0868-31-1151 」